

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案に対する意見等

〔平成19年7月2日〕
〔社団法人 第二地方銀行協会〕

1. 意見

項番	項目（該当箇所）	意見	理由
1	地域金融機関の自主的な取組みの尊重 (全般)	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型金融の推進に当たっての監督手法・対応については、銀行の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本とし、その検証に当たっては、単なる定量的な評価に終始することなく、経営戦略全体における位置づけや取組みの深度等に留意するとされている。実際のモニタリング等による検証においては、これらの趣旨を十分踏まえ、画一的な対応を求めることなく、地域金融機関における自主的な取組みの尊重を徹底していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性や利用者のニーズが異なる中で、地域金融機関が持続可能性のある地域密着型金融を推進するためには、「選択と集中」の徹底が不可欠と考えている。 実際の監督において、本監督指針で示された考え方が徹底されなければ、各地域金融機関の取組みが画一的・総花的になってしまう懸念があるため。
2	手法例の普及に向けた環境整備 (Ⅱ-5-2-2)	<ul style="list-style-type: none"> 「Ⅱ-5-2-2 具体的取組み」で示されている具体的な手法例の一部には、地域金融機関に浸透していない手法もあることから、普及等に向けた環境整備に尽力いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な手法例として示された、「アップサイドの取れる投融資手法（メザニン投融資、新株予約権付融資等）」等の普及にかかる当局の支援体制が望まれるため。
3	地域全体の活性化 (Ⅱ-5-2-2-3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の活性化については、地域金融機関だけではなく、地方公共団体を含む地域の各プレイヤーが一体的に取り組むべき課題であることから、行政当局として、地域における意識の醸成や各種支援策にも尽力いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化は、地域の各プレイヤーが一体的に取り組むべき重要な課題であり、そのような意識の醸成が前提になると考えるため。

項番	項目（該当箇所）	意見	理由
4	取組み状況の報告 （Ⅱ-5-3(1)）	<ul style="list-style-type: none"> 「年1回、各銀行に取組み状況の報告を求め」とされているが、地域金融機関の自主性を尊重する観点から、具体的な報告事項は必要最小限の項目に限定すべきであり、例えば、決算期において開示が要請される主要計数と同一とすることが考えられる。また、報告事項は早期に明らかにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回の報告は、全体の取組み状況を総合的に把握するためとあるが、画一的、総花的な取組みを回避する観点から、必要最小限の項目に限定すべきと考えるため。また、報告事項の早期明確化は、システム対応が必要となることも考えられるため。
5	決算期において開示が要請される主要計数 （Ⅱ-5-3(1)）	<ul style="list-style-type: none"> 決算期において開示が要請される主要計数として、「個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資への取組みの計数として不動産担保を徴求しない融資比率及び第三者保証を徴求しない融資比率」があげられているが、当該部分は、金融審議会金融分科会 第二部会報告書（平 19. 4. 5 公表）どおり、「個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の推進の努力を示すような計数として例えば、第三者保証や不動産担保を徴求しない融資額」としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域金融機関に求められているのは、個人保証や不動産担保（以下「個人保証等」という）を徴求しない融資ではなく、個人保証等に過度に依存しない融資であること、②個人保証等を徴求しない融資比率の一律的な開示は、保全として適当な個人保証等を徴求する融資を否定するような誤解を招き、適正な融資を阻害する懸念があること、③再チャレンジ支援の観点から、別途、当局から公表が求められている個人保証に過度に依存しない融資については、公表項目例（動産・債権譲渡担保融資、知的財産担保融資、コベナンツを活用した融資、スコアリングモデルを活用した融資等）を示すに留まっていること等から、報告書の内容どおりとすることが妥当と考えるため。

項番	項目（該当箇所）	意見	理由
		<ul style="list-style-type: none"> 開示が要請される主要計数については注記されているが、具体的な開示要請計数およびその定義を速やかに明確にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 開示が要請される主要計数については、一律的な定義が必要であり、また、要請される計数によっては、システム対応が必要となることも考えられるため。
6	シンポジウムの開催 (Ⅱ-5-3(2))	<ul style="list-style-type: none"> 「各財務局(財務事務所)において、管内中小・地域金融機関が自らの地域密着型金融の取組みを説明し、地域関係者が議論、評価する会議(シンポジウム)を、年1回以上、都道府県又は財務事務所単位で開催する」とあるが、個々の実績、事例は、当該地域金融機関や当局のホームページ等への開示の充実により対応することでも十分ではないか。仮に、シンポジウムを開催する場合には、有益なシンポジウムとなるよう、企画・運営には十分配慮していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの地域金融機関、多岐にわたる関係者が一同に会したシンポジウムで、個々の実績・事例をアピールし、有益な議論・評価することは、物理的にも、時間的にも困難であると考えられるため。

2. 確認事項

項番	項目（該当箇所）	確認事項	理由
1	中期計画等 (II-5-2-1(2)) (II-5-3(1))	<p>II-5-2-1(2)では、「地域密着型金融の推進に関する基本的な方針が、経営の中期計画等において明確に示されているか」とあり、II-5-3(1)では、「地域密着型金融に係る具体的取組の重点事項及び具体的目標を設定し、それを中期計画等において明示する」とあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中期計画等」とは、必ずしも中期経営計画に盛り込む必要はなく、例えば、単独の計画や他の事業計画等に盛り込むことでよいか。また、利用者が適切に評価できるよう、基本方針等をディスクロージャー誌やホームページ等に記載することで足りるという理解でもよいか。 ・ 中期計画等に明示する「具体的目標」とは、数値目標に限らないという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今期中期経営計画は、策定済みの地域金融機関が多いと思われ、当該計画の修正以外に差し支えない対応を確認するため。 ・ 重点事項を定め、その項目に相応しく、わかりやすい目標を設定することが重要であり、その一つの形態が数値目標であると考えため。

以上